

放課後児童クラブに関するよくある質問

児童クラブについてのよくある質問と回答をまとめていますので、お問い合わせの前に、ぜひ一度ご確認ください。

また、入所決定後もこの冊子を確認できるよう、ご家庭で保存してください。

令和5年10月1日現在

1 入所要件

Q1. 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配なので、長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)のみの入所はできますか。

A1. 長期休業期間のみ入所を希望する児童については、希望の児童クラブにおいて定員に余裕がある場合のみ入所の受付を行います。通年利用児童の入所状況によっては、利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

入所申込は入所希望月の前々月の末日までに行ってください。

(例)・春休み(3/24～)利用・・・1月末までに申し込み

・夏休み(7/21～)利用・・・5月末までに申し込み

この場合、数日の利用であっても3,000円の育成料がかかりますので、ご注意ください。詳細については、子育て支援課(42-2230)へお問合せください。

Q2. 母親は妊娠中です。出産後に育休に入りますが、児童クラブに入所できますか。

A2. 出産予定日の2か月前から出産3か月後の日が属する末日まで入所できます。

なお、育休中は、家庭での育成が可能とみなしますので、児童クラブに入所できません。

<例>

● 出産予定日6月10日、出産日6月10日の場合

➤ 4月1日から9月末日まで入所可

● 出産予定日6月10日、出産日5月30日の場合

➤ 4月1日から8月末日まで入所可

Q3. 母親は専業主婦ですが、祖母(別居)の介護にほぼ毎日出かけます。児童クラブに入所できますか。

A3. 介護のため児童の帰宅時間に留守になってしまう場合は入所できます。身体障害者手帳などの写し及び介護・看護状況申告書、1週間の介護・看護スケジュール表等を提出してください。

Q4. 我が家は自営業で、自宅兼事業所となっています。児童クラブに入所できますか。

A4. 児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度です。できるだけご自宅での育成をお願いします。家庭での育成ができない場合は、就労証明書、タイムスケジュールを添付して申請してください。

Q5. 祖父母と同居していますが、児童クラブに入所できますか。

A5. 祖父母と同居している場合であっても、保護者(父母)が児童の帰宅時間に留守となる場合は入所できます。ただし、児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度ですので、できるだけご自宅での育成をお願いします。

○祖父母等(父母以外で保護者に準ずるもの)と同居の場合の手続き

生計	同一	別
祖父母等の「利用申込児童の家族構成」欄への記載	必要	不要
祖父母の就労証明書	不要	

2 入所申請

Q6. 郵送での申請はできますか。

A6. お聞きしたいことがある場合や書類の確認がありますので、原則窓口での受付になりますが、やむを得ない理由等により来庁が難しい場合には、郵送での提出(期限日の当日消印有効)もできますので、事前にご相談ください。ただし、書類に不備があった場合には来庁をお願いすることもあります。

Q7. 年度の途中でも入所できますか。

A7. 定員に空きがあれば、随時入所できます。入所希望月の前々月の末日までに申し込んでください。希望月の前月15日頃に入所決定の結果通知を送付します。

Q8. 10月31日までに書類申請ができなかった場合は受付してもらえませんか。

A8. 受付は11月1日以降も随時行っておりますが、定員を超える申し込みがある場合は、高学年から順に待機になる場合があります。

Q9. 入所決定は先着順ですか。

A9. 申し込みの先着順ではなく、学年や保護者の就労状況等を勘案して入所を決定します。希望者が定員を上回った場合、児童や保護者の就労状況にもよりますが、高学年から順に待機になる場合があります。ただし、1・2年生については、入所できるよう調整します。

Q10. 児童クラブ入所申込書の「申請者(保護者)」欄は、父親・母親のどちらを記載したら良いですか。

A10. 記載された保護者が育成料の納入義務者となります。父親・母親どちらでもかまいません。

Q11. 現在、育休中ですが、入所申請はできますか。

A11. 育休の間は入所することはできませんが、育休からの復帰以降についての入所申請をすることは可能です。提出書類については、就労証明書(就労証明書を提出できない場合は育休中であることの証明書)を提出してください。

Q12. 兄弟姉妹で申請する場合、就労証明書などの書類はそれぞれに必要ですか。

A12. 「児童クラブ入所申込書兼児童調査票」それぞれに就労証明書等(原本または写し)の添付をお願いします。その際いずれか一方には必ず原本を添付してください。また、就労証明書の下段「保護者記入欄」に申請する児童名を全員分記入し提出してください。(複数名いる場合は欄外等にご記入ください。)

Q13. 現在、町外に住んでいますが、年の途中に矢吹町へ引っ越す予定です。入所の申請はできますか。

A13. 原則、転入予定日の翌月1日からの入所の申請をすることができます。年度途中の申し込みとなりますので、入所希望月の前々月の末日までに町内へ転入することの「確約書」を添えて入所の申請をしてください。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

(例)5月中旬に矢吹町へ転入予定の場合

➤最短で6月1日からの入所申請ができ、4月末日までに申請が必要

3 利用料

Q14. 預金残額不足などで口座振替ができなかった場合、どのように納付すればいいですか。

A14. 口座振替は毎月月末の1回のみです。口座振替できなかった場合には、翌月20日までに督促状を送付しますので、督促状で納付するか役場窓口で納付書の発行を受け納付してください。残高不足による振替不能とならないよう残高の確認をお願いします。

Q15. 月途中で退所した場合、育成料の減額はありますか。

A15. 退所日時点で退所月の育成日数(児童が実際に利用した日ではなく、児童クラブの平日の開所日数)が10日未満の場合は、日額300円に退所日までの育成日数を乗じた育成料となります。

Q16. 口座振替手続きは、どの金融機関でもできますか。

A16. 口座振替手続きについては、町内の金融機関の窓口でのみ可能です。

《口座振替取扱金融機関》

- ・東邦銀行 ・福島銀行 ・白河信用金庫 ・JA東西しらかわ
- ・JA夢みなみ ・ゆうちょ銀行

Q17. 年度途中で育成料の減免に該当した場合、申請することができますか。

A17. 減免に該当した日の翌月より適用することができますので申請してください。

また、年度途中で減免理由に該当しなくなった場合は「児童クラブ育成料減免理由消滅届」を提出してください。

4 利用中

Q18. 年度途中で家庭の状況が変わったり、仕事を変えたりした場合は、手続きが必要ですか。

A18. 入所申込後又は入所中に家庭の状況に次のような変更があった場合は、変更後1週間以内に届け出てください。

- ①婚姻(離婚)により保護者が変更となるとき
- ②離職や勤務先が変わったとき(転職等により勤務先が変わった場合は、改めて就労証明書を提出してください。)
- ③入所要件が変わるとき
(例:就労していた方が、妊娠・出産、疾病等により休業する場合。要件が変わる場合は、改めて入所要件を確認し、児童クラブ利用の審査を行います。)

Q19. 児童クラブを退所するにはどのような手続きが必要ですか。

A19. 退所する月の15日までに「児童クラブ退所届」を提出してください。急に退所することになった場合など15日を過ぎて提出することも可能ですが、おやつ代をいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、月途中で退所した場合の育成料については、前述項目をご覧ください。

Q20. 学校で土曜日に授業参観があり、翌月曜日が代休日になるような場合、児童クラブは開所していますか。

A20. 学校の代休日については午前7時30分から午後6時30分まで開所します。

Q21. インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖になった場合はどうなりますか。

A21. 学級閉鎖になったクラスの児童は、感染拡大防止の観点から、学級閉鎖期間中は児童クラブでの受け入れはできません。

Q22. 台風などの気象警報発令時はどうなりますか。

A22. 小学校が臨時休校になった場合でも、児童クラブは原則開所しますが、防災担当課、義務教育担当課等の関係各課と協議し、気象警報発令状況に応じた対応をとります(時間を限定して開所、一日閉所など)。この場合、防災無線や町ホームページ、コドモン、安心安全メール等でお知らせいたします。